

自転車のルール改正に注意！！

※**2026年4月1日**から、16歳以上の自転車利用者の交通違反に対して『**青切符**』での取締りが始まります。

自転車の乗車ルールを再確認しましょう。

《自転車歩道が歩道で通行できる場合はどんなとき？》

- ◎歩道に自転車歩道通行可の道路標識等があるとき。
- ◎13歳未満の子供や70歳以上の高齢者が自転車を運転するとき。
- ◎安全に車道を通行することに支障がある身体の障害を有する人が自転車を運転するとき。
- ◎道路工事や連続した駐車車両等のために、車道の左側を通行することが困難である場合等、自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

《歩道を通行する場合に守ること（原則徐行です）。》

- ◎歩道の車道寄りの部分を通行する。
- ◎自転車の通行部分が指定されたところでは、その指定された部分を通行する。
- ◎歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は一時停止する。
- ◎歩行者の通行を妨げ、歩行者の安全を損なうおそれがあるときは、歩道では降車して自転車を押して歩くこと。

平手交番

編集・発行
緑平警察署
052-621-0110



地域安全情報

3月中 (暫定値)	侵入盗 (住宅対象)	特殊詐欺	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	合計
大清水学区	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2
鳴海東部学区	-	-	-	1	1	-	-	-	1	4
小坂学区	-	-	-	-	1	2	-	1	-	5
緑署全体	4	2	4	2	12	34	1	2	18	104

3月中緑区内の交通事故発生件数
(交通課調べ・暫定値)

人身事故 64件

物損事故 575件

アイチポリス

iOS端末

ダウンロードはこちら

Android端末

※本アプリは無料で利用できますが、ダウンロード及び利用時にはデータ通信料がかかります。